

受付
印

令和 年 月 日		※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日					
市町村長殿			郵便官署消印	確 認 印				
納 税 義 務 者	住所又は 所在地 (電話番号)	(電話)						
	(ふりがな) 氏名又は 名 称	(ふりがな) 法人の代 表者氏名						
	個人番号又 は法人番号							

何 に対して課する特別土地保有税の 何 申告書

整理 番号	土地を譲渡した者		土地の所在	地番	地目	面積	取得年月日
	氏名又は名称	住所又は所在地(電話番号)					
		()				m ²	
		()					
		()					
		()					
		()					

整理 番号	取得の原因及び目的	取得価額	修正取得価額	取得価額又は修正 取得価額のいずれ か低い額	固定資産税又は不動産取 得税の課税標準となるべき 価格
		円	円	円	円
合 計				①	②
上記のうち、固定資産税の課税標準となるべき価格又は不動産取得税の課税標準となるべき価格に4/3を乗じて得た額が取得価額(修正取得価額が取得価額より低い土地にあっては、当該修正取得価額)を超えるもの				③	④

課 税 標 準 額 及 び 税 額

課税標準額 (①-③) ⑤	$⑤ \times \frac{\quad}{100}$ ⑥	固定資産税又は不動産取得税の課税標準となるべき価格(②-④) ⑦	$⑦ \times \frac{\quad}{100}$ ⑧
千円	円	千円	円

算 出 税 額

(1) (2)に掲げるもの以外のもの (⑥-⑧) ⑨	(2) 地方税法附則第31条の3第3項 の規定の適用を受けるもの (⑥-⑧)×1/3 ⑩	合計 (⑨+⑩) ⑪	すでに納付の確定した税額 ⑫	(⑪-⑫) ⑬
円	円	円	円	円

徴収猶予を受けようとする土地		左のうち地方税法第603条の2第6項の規定によるもの			納付すべき税額	備 考
整理 番号	面 積	税 額	面 積	税 額	(⑬-⑭) ⑮	
	m ²	円	m ²	円	円	
合計		⑭				

第34号の5様式記載要領

- 1 この申告書は、土地所在の市町村長に1通提出すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、納税義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 「何 に対して課する」は、次のように記載すること。
 - (1) 地方税法(以下「法」という。)第599条第1項第1号の特別土地保有税に係る申告の場合は、「令和 年度分の土地」
 - (2) 法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税に係る申告の場合は、「令和 年 月 日から令和 年 月 日までの土地の取得」
- 5 「何 申告書」は、次のように記載すること。
 - (1) 法第599条第1項の申告の場合は、記載しない。
 - (2) 法第600条第2項の申告の場合は、「修正」
- 6 「整理番号」は、土地が2以上ある場合に、一連番号を付すること。
- 7 「修正取得価額」及び「取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額」の欄には、法第599条第1項第1号の特別土地保有税に係る申告の場合にのみ記載すること。この場合において、取得日が申告納付すべき日の属する年の前年の1月2日以後である土地にあっては、「-」と記載すること。
- 8 「固定資産税又は不動産取得税の課税標準となるべき価格」の欄には、法附則第31条の3第1項の規定の適用のある土地にあっては固定資産税に係る法附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額、法附則第31条の3第2項の規定の適用のある土地にあっては不動産取得税の課税標準となるべき価格に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額を記載すること。
- 9 ③及び④欄は、法第599条第1項第1号又は第2号若しくは第3号の特別土地保有税に係る申告において、固定資産税の課税標準となるべき価格又は不動産取得税の課税標準となるべき価格に $\frac{4}{3}$ を乗じて得た額が取得価額(修正取得価額が取得価額より低い土地にあっては、当該修正取得価額。以下同じ。)を超える土地がある場合、当該土地に係る取得価額及び固定資産税又は不動産取得税の課税標準となるべき価格を記載すること。

ただし、法附則第31条の3第1項の規定の適用のある土地で固定資産税に係る法附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額が取得価額を超える土地がある場合には当該土地に係る取得価額及び固定資産税に係る法附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額を記載し、法附則第31条の3第2項の規定の適用のある土地で不動産取得税の課税標準となるべき価格に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額にさらに $\frac{4}{3}$ を乗じて得た額が取得価額を超える土地がある場合には当該土地に係る取得価額及び不動産取得税の課税標準となるべき価格に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額を記載すること。
- 10 ⑤及び⑦欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、⑩欄に記載すべき金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
- 11 ⑥欄には、⑤の金額に、法第599条第1項第1号の特別土地保有税に係る申告の場合は、 $\frac{1.4}{100}$ を、法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税に係る申告の場合は、 $\frac{3}{100}$ を乗じて得た金額を記載すること。
- 12 ⑧欄には、⑦の金額に、法第599条第1項第1号の特別土地保有税に係る申告の場合は、 $\frac{1.4}{100}$ を、法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税に係る申告の場合は、 $\frac{4}{100}$ を乗じて得た金額を記載すること。
- 13 法第599条第1項第1号の特別土地保有税に係る申告の場合(当該申告に係る全ての土地の取得日が申告納付すべき日の属する年の前年の1月2日以後である場合を除く。)は、市町村長の定める様式により、修正取得価額の計算に関する明細書を添付すること。